

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

経営の透明性と健全性を確保することにより、企業の社会的信用性を高め、企業価値を増大することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

そのため、毎年策定される経営重点方針のもと、各施策を行うことによりすべてのステークホルダーに満足いただけるよう努めてまいる所存であります。

また、経営の透明性と健全性を確保するため、監査役制度を採用し、社外監査役2名を含む4名からなる監査体制をとっております。

そのほかコンプライアンスに関しては、企業倫理の徹底を第一に考え社内規程の整備・周知徹底を図り、遵法経営を行うための措置をとっております。その一環として「電気興業グループ企業行動憲章」を制定しグループ全体の憲章として周知徹底を図っております。企業行動憲章は、法令等を遵守するための具体的な企業行動指針であり、社員の主体性と創造性に富んだ職場環境等、目標とすべき企業行動や期待される社員像について記載しております。

また、コンプライアンスをより強力に推進していく上で、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、法令違反行為を未然に防止し、コンプライアンス遵守のための教育・指導、周知徹底を図ると同時に発生した違反行為につきましては、是正と指導・監督を行うこととしております。

なお、当グループのリスク管理につきましては、各担当部署で業務内容に応じたリスクを分類し、管理部門が全社的に危機管理を推進するために取り纏めたうえで、リスク軽減に向け適切に、対応しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使及び招集通知の英訳等】

当社は、インターネットによる議決権行使制度を採用し、議決権行使プラットフォームに参加しておりますが、現状の株主構成を踏まえ、招集通知の英訳は行っておりません。今後の株主構成の変化も踏まえて判断してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社が政策保有株式として上場株式を保有する際の基本方針は、

- ・関係維持・強化及び業務のより円滑な推進が図られること
- ・当社の属する業界の動向把握を含めシナジーが期待できること
- ・中長期的な観点から当社グループの企業価値向上への寄与が見込まれること

であります。

政策保有株式については、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、経営戦略上の重要性、取引先との関係強化の視点から、保有する銘柄を総合的に勘案し、定期的に取締役会において、保有状況・目的に加えて、配当利回り等の定量的な観点に基づき報告した上で、保有の意義を検証しております。検証の結果、保有意義が希薄化した銘柄については一定期間内の改善を目指すもしくは売却を実施しています。

議決権の行使に当たっては、保有すること自体が当社の企業価値の維持・向上につながっているかどうかという観点を基本に、そのほか中長期的な観点から投資先企業の継続性等を総合的に判断し、行使することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社が取締役と取引をする際には、取締役会において利害関係を有する取締役を除外した上で決議することとしております。また、取締役会での決議に当たっては、取引の内容や取引金額等をもとに総合的に判断するとともに、監査役会の意見を求めることがあります。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社における企業年金の積立金の運用は、電興企業年金基金により行われており、同基金に対しては適切な知識を有した人材を配置しております。同年金の受益者と会社との間に生じる利益相反に関しては、企業年金基金の運用に関する重要な決定を代議員会で決議しており、適切な管理が行われています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 経営理念等、経営戦略、経営計画

当社の経営理念は下記の通りです。

- 一、優れた製品を社会に提供し、社会に貢献する。
- 一、時代のニーズを先取りし、失敗を恐れぬチャレンジ精神の溢れた前向きの企業たることを期す。
- 一、絶えず生産性の向上に務め、常に適正な利益を確保する。
- 一、一社一家、グループ一家の和の精神をもって発展成長し、社員の生活向上に務める。

また、経営戦略については、第2四半期及び本決算時に発行する株主向け報告書にて、事業毎の今後の見通しについて記載しているほか、投資家向け決算説明会や株主総会において、中期的な需要見通しや取り組みについての説明を行っております。なお、当社の中長期的な経営及び成長戦略として「中長期経営戦略」を策定し、当社ホームページに掲載しております。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書のI.1.基本的な考え方記載の通りです。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続  
経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きについては、本報告書のII.1.機関構成・組織運営等に係る事項の【取締役報酬関係】に記載の通りです。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部と取締役候補については、担当分野における専門知識や人格・能力を総合的に勘案し選任・指名しております。監査役候補については、監査役として当社のコーポレートガバナンスを強化するために最も適任と認められる者を候補者とし、その人材についてはできるだけ広い範囲から考えております。

経営陣幹部の職務執行に関して不正な行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実がある場合には、取締役会の決議に基づき解任することとしています。

また、当社は、社外役員が過半数を占める任意の指名委員会で、取締役・監査役の候補者の指名及び経営陣幹部の選解任について審議を行い、取締役会に対し報告又は付議しております。

(v) 経営陣幹部等の選解任・指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者全員の選任理由について株主総会参考書類に記載しております。また、経営陣幹部を解任する場合にも同様に株主総会参考書類に記載いたします。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会規程において、法令及び定款で定められた事項、株主総会の決議により委任を受けた事項等、取締役会の決議事項を明確に定めてあります。また、職務権限規程により、役付取締役及び本社組織単位の長、統括部組織単位の長その他の役職の職務と権限を明確にしてあります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、独立社外取締役候補者の選定に当たっては、法令や東京証券取引所規則の独立性基準に加えて、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する方を独立社外取締役として選任するため、法務、会計、税務等各分野の専門家もしくは他社において企業経営に携わった経験のある方を対象に選定しています。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、各技術部門、営業部門、管理部門から、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を有する者を全体としてバランス良く備えているのに加えて、弁護士、税理士、事業会社の経営者の3名を独立社外取締役として選任しており、多様性と適正規模を両立させる形で構成しております。

また、社外役員2名、代表取締役1名の合計3名で構成される指名委員会を、取締役会の任意の諮問機関として設置しており、取締役、監査役の選任及び解任をはじめとした経営層の人事等について審議し、取締役会に対し報告又は付議しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役及び監査役の他社での兼任状況は、従来から株主総会招集通知、有価証券報告書等にて開示を行っております。

また、社外取締役及び社外監査役は他社の監査役等を兼任しておりますが、社外を含むすべての取締役、監査役は取締役会や監査役会への出席率が高く、取締役や監査役の職務に十分な時間・労力を振り向けております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性・評価】

取締役会全体の実効性評価については、毎年1回全取締役・監査役を対象としたアンケートを実施し、その結果について分析及び評価を行っております。

その結果、当社の取締役会は多様性が確保された構成のもと、意思決定における透明性などの観点からも、適切に運営され、実効性は確保されていることを確認いたしました。

今後においても企業価値の向上に資する経営戦略や経営課題における重要な課題への対応などに継続的に取り組み、取締役会の実効性をさらに高めてまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

取締役、監査役に対して、役員としての知見を深めるために外部講習を活用しています。また、出身部署の知識に偏らないように当社全体の知識習得に努めるとともに、工場や支店等への訪問、各部署へのヒアリング及び外部の専門家との交流を通じて知識の習得、研鑽に努めることとしてあります。

社外から取締役、監査役を迎える場合には、主要部門の責任者が基本業務について説明し、就任後においては各部署、工場等を適宜見学するなどして当社への理解を深めることとしてあります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主を含む投資家との対話全般について統括を行う取締役として、IR担当取締役を指定します。株主からの面談の申込みについては、面談の目的及び内容の重要性、面談者の属性等を考慮のうえ対応を検討し、特に当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する面談の申込みについては、IR担当取締役又は経営企画部IR課の担当者が適宜対応します。また、株主を含む投資家との面談以外の対話の手段としては、決算説明会等を通じて当社の事業環境や経営に関する説明を行います。経営企画部IR課は、社内の関連各部門と連携を図り、建設的な対話の実現のために必要な情報収集を行うとともに、株主を含む投資家との対話において特に重要なフィードバック事項が発生した場合には、その内容を経営陣幹部に報告します。なお、社内にインサイダー情報が存在する場合には、株主を含む投資家との対話に際しても、社内規程に基づいてこれを適切に管理します。株主構造の把握については、定期的に株主名簿の分析及び実質株主判明調査を行います。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,573,651	13.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,037,200	8.58
日本生命保険相互会社	444,579	3.68

三井住友信託銀行株式会社	372,200	3.08
株式会社三菱UFJ銀行	360,000	2.98
株式会社三井住友銀行	352,073	2.91
電気興業取引先持株会	320,100	2.65
電気興業従業員持株会	256,418	2.12
MSIP CLIENT SECURITIES	222,784	1.84
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	207,800	1.72

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明
------

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
太田 洋	弁護士										
須佐 正秀	税理士										
鈴木 則義	他の会社の出身者										

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
太田 洋		太田洋氏は西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士であり、同事務所からは年に数回程度、企業法務に係る案件に関して助言をいただいております。	太田洋氏は、弁護士として、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件に該当しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い社外取締役であるため、独立役員に選任しております。

須佐 正秀		須佐正秀氏は当社の顧問税理士でありましたが、現在は顧問契約を解消しております。	須佐正秀氏は、長年にわたり国税庁の要職を歴任され、また、税理士として、財務及び企業会計に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから適任と判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件に該当しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い社外取締役であるため、独立役員に選任しております。
鈴木 則義		鈴木則義氏はSMBC日興証券株式会社の元副社長執行役員であり、当社は同社との間に取引関係がありますが、当社が同社に支払った報酬額は僅少であります。	鈴木則義氏は、証券会社においてこれまで培われた経営者としての豊富な知識・経験と幅広い見識を有しており、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレート・ガバナンスの強化のために適任と判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件に該当しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い社外取締役であるため、独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 [更新](#)

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	0	1	1	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 [更新](#)

会社の持続的成長と信頼を高める役割を担う経営層の人事等及び役員報酬等に関して、その決定プロセスの客觀性及び透明性を高め、経営とガバナンス体制の一層の充実・強化を図る新たな機能として、独立社外役員が過半数を構成する任意の指名委員会・報酬委員会を取締役会の任意の諮問機関として設置しております。

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、それぞれの立場から必要の都度、意見交換を行い連携をとるよう努めています。

また、監査役と内部監査部門との連携も基本的に会計監査人との連携と同様であります。内部統制の徹底という観点からも連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田宮 弘志	他の会社の出身者													
小林 祥二	弁護士													

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田宮 弘志		田宮弘志氏は損害保険ジャパン日本興亜株式会社の元取締役常務執行役員であり、当社は同社との間で損害保険の契約を締結しております。	田宮弘志氏は、前職の損害保険会社において培われた知識、経験に基づき大所高所からの客観的な監査や助言を期待することができ、監査体制強化のために適任と判断し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件に該当しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い社外監査役であるため、独立役員に選任しております。
小林 祥二			小林祥二氏は、弁護士として、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、監査体制強化のために適任と判断し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件に該当しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い社外監査役であるため、独立役員に選任しております。

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

#### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

その他

#### 該当項目に関する補足説明

当社の株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、当社の取締役(社外取締役を除く)を対象として、株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

#### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2020年3月期における取締役および監査役に対する報酬等の総額は、社内取締役172百万円、社内監査役22百万円、社外役員66百万円であります。

上記報酬等の額には、役員株式給付引当金の繰入額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、執行役員を含む取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、賞与(業績連動報酬等)および株式報酬(非金銭報酬等)により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしています。

### 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しています。

### 3. 賞与(業績連動報酬等)に係る業績指標の内容およびその額の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する取締役の意識を高めるため、業績指標(KPI)を反映した現金報酬とすることを基本方針として、各事業年度の利益の状況を示す指標の中から、親会社株主に帰属する当期純利益を算定指標として選択し、目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、毎年一定の時期に支給することとしています。なお、取締役会決議にて支給しないと定めることもあります。

### 4. 株式報酬(非金銭報酬等)の内容およびその数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

株式報酬は、当社が金銭を拠出することにより設定する「役員向け株式交付信託」(以下「本信託」という。)が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を、本信託を通じて各取締役に対して交付する制度としています。ポイントの算定方法は、株式交付規程に基づき、各取締役の役位に応じて算定し、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時としています。

### 5. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

代表取締役を含む取締役の種類別の報酬割合については、他社の水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬等のウェイトが高まる構成とすることを基本方針とします。具体的な種類別の報酬割合については、報酬委員会において検討を行い、決定しています。

### 6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議により指名される社外取締役2名、代表取締役1名の合計3名により構成される報酬委員会が決定権限を有しています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬等である賞与の評価配分としています。また、非金銭報酬等である株式報酬については、取締役会で決議される株式交付規程に従い決定されています。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

サポートをする専任部署や専任スタッフは特におりませんが必要の都度従業員がサポートすることとしており、情報伝達について他の取締役(監査役)と特段異なるところはありません。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

名

他の事項

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役制度を採用しております。取締役会は社外取締役3名を含む9名の取締役により構成されており、監査役会は社外監査役2名を含む4名で構成されております。

取締役会は、情報の早期把握及び意思決定の迅速化をモットーに、十分な議論とスピーディな結論を出すことを第一に考え、責任体制の分担と明確化を図りながら業務執行状況の監督にあたっております。重要事項は毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて開催される臨時取締役会にて協議・決定され、同時に役員相互の意思疎通と執行監視が図られております。

また、経営上の問題点を検討し、その課題に対処する方針・方策を決定するために、経営協議会を設置しております。経営協議会は、社長をはじめとした役付取締役等により構成されており、必要に応じて適宜開催しております。

監査役会は、取締役会等の会議への出席をはじめ、日常の監査等を通じて取締役の職務遂行のチェックを行っております。

当社は、社外取締役が第三者の立場からコーポレート・ガバナンスを遂行するための監視的役割を果たし、また、社外監査役を含む監査役会が内部監査および内部統制担当部門と相互に連携して監査を行うことにより、経営の監督強化を図り、業務の適正を確保する機能を十分に備えている体制となっております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の透明性と健全性を確保するため、監査役制度を採用し、社外監査役2名を含む4名からなる監査体制をとっております。監査役会が内部監査および内部統制担当部門と連携して監査を行うことにより、コーポレート・ガバナンス体制は十分に構築されていると判断し、現在の体制を採用しております。

また、第三者の立場からコーポレート・ガバナンスを遂行するための監視的役割として社外取締役3名が就任しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知を法定期日よりも早い時期に送信するとともに、当社のホームページ及び東京証券取引所に開示、登録を行っており、早期の開示に取り組んであります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第92回定期株主総会(2018年6月)より、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームに登録しております。
その他	発送前に招集通知をT Dnetおよび当社ホームページで公表し、議決権行使の促進を図っております。

### 2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表		
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算および期末決算の年2回開催しております。また、アナリスト・機関投資家を対象とした個別のIRミーティングにも対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の業績情報、事業報告、アナリスト・機関投資家向け説明会資料を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にIR課を設置しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動憲章、個人情報保護方針、個人情報保護規程を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	本社および一部の工場において環境マネジメントシステム(ISO14001)を取得しており、活動をしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算短信、事業報告、決算説明会等を通じて情報の提供を行うなど常に適時開示に努めています。
その他	<p>【女性の活躍推進を含む社内の多様性に関する取り組みについて】</p> <p>当社は、長期的な競争力の獲得に向け、性別、国籍、年代などを問わず、多様な人材の採用や育成、活用を進めております。また、当社グループ企業行動憲章を掲げ、当社グループで働く全ての従業員の人格、個性を尊重し、自らの能力を発揮できる職場環境を整備しております。公平に評価、育成を行っております。</p> <p>女性活躍推進については、重要な経営課題の一つとして取り組んでおり、仕事と家庭の両立を支援するだけではなく、女性社員が能力を発揮できる環境の整備や社内の意識改革を推進しております。また、女性管理職育成の目標を掲げ、女性採用活動の強化、女性管理職育成に向けた研修制度の充実などの取組みを展開しております。</p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、企業行動憲章を制定し、周知徹底を図ることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を活動の基本とし、業務執行が適正に行われるよう内部管理体制の強化に努めています。

当社は、取締役会にて決議した内部統制システムに関する基本方針に基づいて内部統制システムの強化・徹底を図っており、当該基本方針の運用状況を検証するとともに、必要に応じて内容の見直しを実施すること等を通じて、内部統制の充実に努めています。本報告書提出日現在における当該基本方針の内容は以下のとおりです。

#### 1. 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ企業行動憲章を制定し、当社グループの取締役及び使用人に対して周知徹底を図り、法令、定款その他の社内規程及び社会倫理の遵守を企業活動の基本とする。

当社は、コンプライアンス上の問題点を審議するための機関として、またコンプライアンス規程で定めるコンプライアンス担当役員の諮問機関として、コンプライアンス委員会を設置する。

コンプライアンス担当役員は、コンプライアンスの推進のため、コンプライアンス担当部門を指揮し、当社グループの役員をはじめ、全使用人の法令、社内規程及び社会規範等の遵守意識の普及、啓発、教育を行うものとする。

当社は、グループ内部通報制度を整備し、当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令・定款等に違反したことが判明した場合の対応措置を構築する。

コンプライアンス委員会は、法令・定款等の違反行為があった場合には、コンプライアンス担当役員に違反行為の中止の必要性を勧告し、当該行為を直ちに中止せると共に、再発防止のための対策を講じる。

監査担当部門が社内規程に基づき、監査を実施し、当社グループの取締役及び使用人の職務執行が、適法且つ適正に行われているかどうかを監査するものとし、その結果を社長及び監査役に報告すると共に、取締役会に報告を行うこととする。

#### 2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令のほか、別に定める社内規程により、適切に保存・管理されるものとする。

コンプライアンス委員会、取締役又は監査役は、いつでも取締役の職務執行に係る情報を閲覧できるものとする。

#### 3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、想定されるリスクを各部門における業務内容に応じて景気変動・製品の品質・安全管理・法令違反などに分類し、管理部門である管理統括部が全社的に危機管理を推進するために取り纏めた上で取締役会に報告し、リスク軽減に向け適切に対応していくこととする。

グループ会社については、現業部門である各統括部が事業形態に準じた各グループ会社を管理し、管理部門である管理統括部が統括的に管理する。

管理統括部は、必要に応じてリスク管理に関するマニュアル及び社内規程等の作成・周知を行うこととし、適宜必要に応じてそれらの見直し、整備を行う。

万一、損失が発生した場合又は発生が予見される場合、そのリスクを認識した各統括部門の長は、直ちに管理統括部及び担当取締役に状況を報告し、担当取締役を総括責任者として関係部門による原因・対策会議を開催の上、同会議において協議を行い、その経過並びに結果を取締役会に報告するものとする。

#### 4. 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社グループの取締役会は、当社グループの経営理念のもと、毎年策定される中期経営計画や経営重点方針及びそれに従って各社・各部門において作成される方針管理に基づき、それらに明記された目標の達成のために活動する。

当社の取締役会の意思決定に関しては、毎月1回取締役会を招集し十分議論した上で意思決定をするものとする。

また、適宜職務権限、分掌規程の策定、見直しを行うことにより、業務執行を効率的に行うことのできる体制を整える。

#### 5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社における内部管理体制の強化を図るため、特に、リスク管理及びコンプライアンス体制についてはグループ共通の課題としてとらえ、相互連絡、協議、情報の共有化、指示、伝達等を適宜適正に行うことにより、関連規程のもと、連携体制を構築していくものとする。

また、管理統括部は、各統括部を通じてグループ各社から経営内容を把握するための定期的な報告を受けるものとする。

取締役、グループ各社社長は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

当社は、グループ各社の財務報告に関し、有効且つ適正な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を図ることにより、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性と適正性を確保する。

#### 6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき専属の使用人については、必要な都度監査役会が、取締役との協議の上、決定することとする。

監査役から監査業務を補助するよう指示をされた使用人は、取締役等からの指示命令を受けないものとし、その異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行われることとする。

#### 7. 当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、法令に定められたもののほか、会社に重大な影響を及ぼす事項、その他当社の監査役が監査役監査基準に従い、監査を行う上で必要な情報等の提供を各監査役の要請に応じて事前に監査役会に報告するものとする。

重要な稟議書に関しては、監査役に対しても回覧を行うことにより、報告をすることとする。

監査役は、上記監査役監査基準に従い、必要な都度取締役と面談をし、また内部監査部門及び監査法人と定期的に意見交換を行うものとする。

会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項やコンプライアンスに係る事項を発見したときは、当社グループの取締役及び使用人は、速やかに監査役に報告を行うものとする。

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、企業行動憲章に則り毅然とした態度で臨み、行動することとする。

また、反社会的勢力に関する対応統括部署を定め、情報の収集・管理を行い、警察、暴力団追放団体及び弁護士等の外部専門機関との連携を図りながら反社会的勢力を排除する体制の整備・強化に取り組むこととする。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

#### 1. 買収防衛策導入の目的

現在、当社には約7千名の株主の皆様がいらっしゃいます。そのほとんどは個人株主の方々であり、当社は独立系の企業であることから、特定の大株主の方はいらっしゃいません。当社の現在の株主構成は、公開会社の理念に相応しい開かれたものであって幅広い株主の皆様に支えていただけ形になっており、また、中長期的視点から安定的に経営を行い、継続的に当社の企業価値及び当社の株主の皆様の共同の利益を最大化するのに適したものであると考えております。

昨今における企業買収に対するわが国法制度・企業文化の変化・変容、経営環境の変化等により、単独あるいは共同して、当社の経営権に影響を与える数の株式(以下「支配株式」といいます。)の取得を目指す者(以下「買収者」といいます。)が現れることも想定されますが、当社は、公開会社である以上、買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時の支配株式の取得行為の中には、[1]買収者による支配株式の取得行為の目的等からみて、買収者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの、[2]一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、[3]支配株式の取得行為に応じることの是非を一般株主が適切に行うために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないものの、[4]支配株式の取得行為に対する賛否の意見又は買収者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を会社の取締役会が株主に対して提示するためには、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

以上の当社の株主構成及び企業買収をめぐる近時の状況に鑑み、当社は、大規模買付行為(下記3(1)に定義されます。以下同じ)を行おうとし、または現に行っている者(以下「大規模買付者」といいます。)に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めるによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が企業価値委員会(本プラン導入に当り、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の社外取締役及び社外監査役(それらの補欠者を含みます。)の中の3名以上から構成される委員会をいいます。以下同じ。)の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等(以下「代替案」といいます。)を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行う等を可能とし、もって当社の企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益の最大化を目的として、本プランの継続を決定しました。

なお本プランを継続するに際し、2018年6月28日開催の当社第92回定時株主総会において本プランの継続について、株主の皆様のご承認をいただきました。

#### 2. 防衛策の特徴

(1)事前警告型買収防衛策であります。

(2)買収者が従うべきルール、買収者が当該ルールに従わなかった場合の措置等を定め、事前に公表しておるものであります。

(3)買収者が現れた場合、買収者に事前に公表したルールに従って、目的や事業計画等を示すように求めます。買収者がこのルールに従わない場合は、対抗措置として新株予約権の無償割り当て等により買収者の持株比率の低下を図ることとなります。他方、買収者が当該ルールに従って買収提案を行った場合には、当該買収者が濫用的な買収者である場合を除いて対抗措置は執らないものとします。その場合には買付けに応じるか否かを株主の皆様の判断に委ねることとなります。

#### 3. 内容

(1)所有割合が20%以上となるような株券取得又はその可能性のある行為の開始(大規模買付行為)により手続きを開始します。(20%以上かどうかの判定には、買収者の特別関係者及び共同保有者はかりではなく、フィナンシャルアドバイザー、主幹事証券会社、顧問弁護士及び顧問会計士の保有分も合算します。)

(2)大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者(大規模買付者)に対して買付説明書(防衛策に定める手続きを遵守する旨の誓約書)及び大規模買付者自身に関する情報提供の要求を行います。

(3)取締役会は、[1]60日間(現金を対価とする公開買付けによる全ての株券の買付の場合)又は[2]90日間([1]を除く大規模買付の場合)で、大規模買付者に対する評価を行い、濫用的買収者であるかどうかの評価を行います。但し、やむを得ない事情がある場合には、最大30日の延長が可能とします。

(4)大規模買付者は、以上の期間を経て買付行為を開始することとなります。

(5)濫用的買収者に該当する場合には、企業価値委員会の勧告を最大限尊重し、取締役会決議をもって対抗措置を発動します。

(6)対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割り当てによることとします。但し、その他の法令上利用可能な対抗措置をとる場合もあります。

(7)新株予約権は、対抗措置発動時に、大規模買付者及びそれと一定の関係にある者等(例外事由該当者)には権利行使は認められないとの行使条件や、例外事由該当者以外からは当該予約権と当社普通株式を引換えに取得する一方、例外事由該当者が保有する新株予約権については、取得の対象としないことがあります。又、取得の対象とする場合であっても、その取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

(8)取締役会による対抗措置の発動条件

{1}買収者が必要条件を提出しない場合、原則として、企業価値委員会による勧告を尊重し発動。

{2}買収者が、取締役が当該買収提案に対し、必要な検討を行うために設けられた評価期間中に大規模買付行為を開始した場合 原則として、企業価値委員会による勧告を尊重し発動。

{3}買収者が「濫用的買収者」に該当する場合 原則として、企業価値委員会による勧告を尊重し発動。

{4}以上より、買収者が対抗措置の発動用件に抵触しない場合には、[1]事前に所定の方法で必要情報を提出し、[2]取締役会により、当該必要情報に基づき、「濫用的買収者」に該当すると判断されないと前提に、[3]60日間又は90日間の検討期間を経過することが必要となります。

(9)買収者がルールを遵守した場合

取締役会による必要情報の検討の結果、企業価値及び株主共同の利益の最大化に資するものであると判断された場合、対抗措置の発動はないものとします。但し、濫用的買収者であると認められた場合は、発動いたします。

(10)本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2021年6月30日までとします。有効期間の満了前でも株主総会において廃止議案が承認された場合又は取締役会において廃止決議が行われた場合、廃止となります。

本年以降、当社定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会にて、継続、廃止又は変更について検討・決議を行います。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新]

### 1. 適時開示情報の判定ならびに開示体制

情報の重要性、適時開示の要否、公表の時期及び開示方法の検討は、東京証券取引所へ届け出ております情報取扱責任者と当該部門担当役員等で適時開示規則に従って行い、開示が必要とされる場合は代表取締役または取締役会の決定・承認の後、情報取扱責任者を通して速やかに公表することとしてあります。

### 2. 重要な企業情報に関する管理体制

当社は内部者取引の規制に関する必要な事項について、金融商品取引法の遵守の徹底を図るため「内部者取引管理規程」を定めてあります。役員及び社員はこの規程を遵守することにより適時適切な内部情報管理を行っております。

# 株主総会

